

臨時社員総会 次第

■開催期日：平成30年3月24日(土) 15:00～17:00

■開催場所：獨協大学 天野貞祐記念館 306教室

■式次

1 社員総会成立確認

2 須藤会長挨拶

3 議題(報告事項)

(1)代議員選出選挙(定款・選挙細則の改定)について

(詳細、別紙参照)：大西副会長

- ①定員について
- ②代議員選挙方法について
 - ・立候補・推進について
 - ・代議員選挙方式について
- ③選挙管理委員会の設置について
- ④定款・選挙細則の改定について

(2)代議員議案要請事項(定款一部変更と追加の件)について

(詳細、別紙参照)：上杉総務委員長

- ①定款第4章 社員総会(召集等)第14条(8)項追加の件
(※決議・承認済み：反映待ち)
- ②定款第4章 社員総会(権限)第15条(4)項追加事項の件
- ③定款第4章 社員総会(権限)第15条(13)項 変更並びに(14)項追加の件
- ④定款第10章 計算(事業計画及び収支予算)第41条変更の件

(3)支部に関する規定の改定について(詳細、別紙参照)：横山支部委員長

- ①第1～12条 目的・支部設置・補助金申請・支部活動・報告等
- ②別表I～III 支部活動補助金・特別補助金・支部設立のための補助金
- ③付随事項
- ④『支部に関する規程』改定のご通知文と『非会員宛通知文』について：大西副会長

(4) 会議規則・定款変更(社員総会・理事会招集請求権・議長団による運営) について

(詳細、別紙参照): 府川組織委員長

①定款 第3章 代議員および社員

②定款 第4章 社員総会

③定款 第6章 理事会

④理事会会議規則 (案)

| 2

4. 質疑

5. 閉会

以 上

【選挙細則の変更】

新旧対照表

新	旧
<p>第1条 一般社団法人獨協大学同窓会の代議員の選出に関しては、定款第3章代議員及び社員の第13条に基づき立候補者が同条に定める定数を超えた場合に本細則の定める選挙を行うものとする。</p> <p>2. 立候補者は事務局が定める書面の立候補届を書面で事務局に提出しなければならない（追加）</p>	<p>第1条 一般社団法人獨協大学同窓会の代議員の選出に関しては、定款第3章代議員及び社員の第13条に基づき立候補者が同条に定める定数を超えた場合に本細則の定める選挙を行うものとする。</p>
<p>第2条 変更なし</p>	<p>第2条 代議員選挙は、現代議員の任期終了日の1か月前までに実施し、終了しなければならない。</p>
<p>第3条 変更なし</p>	<p>第3条 選挙人は、この選挙が行われる年度の6月1日に、一般社団法人獨協大学同窓会に登録されている国内在住の正会員とする。</p>
<p>第4条 変更なし</p>	<p>第4条 この選挙の被選挙人は国内在住の正会員とする。</p>
<p>第5条 変更なし</p>	<p>第5条 代議員になることを希望する者は、所定の届出書を、所定の期日までに事務局に提出し、理事会の審査を受けなければならない。代議員は同窓会の各委員会に所属し、代議員懇談会、社員総会を含む委員会の年間行事の3分の1以上出席しなければならない。</p>
<p>第6条 変更なし</p>	<p>第6条 事務局は、立候補者の名簿を作成して、選挙人に公示しなければならない。</p> <p>2 公示は、原則として同窓会ホームページ又は「会報」により行うが、正会員への公示書送付による方法も可能とする。</p>
<p>第7条 この選挙を行う場合は代議員立候補者に投票用紙を配布し、立候補者が立候補者の中から10名を記入し、投票して決める。（変更）</p>	<p>第7条 この選挙を行う場合は、選挙人に送付された投票用紙により、無記名投票で行う。</p>
<p>第8条 変更なし</p>	<p>第8条 この選挙の当選者は、得票数の多いものから順に決定し、定数に達するまでの者とする。得票数が同数の場合は抽選とする。</p> <p>2 上記条件を満たす場合でも、クラブ・ゼミ・サークル等、同一団体からの当選者は、代議員総数の1割を超えることはできないものとする。</p>
<p>第9条 変更なし</p>	<p>第9条 事務局は、選挙結果を正会員に公示しなければならない。</p> <p>2 公示は、原則として同窓会ホームページ又は「会報」により行うものとする。</p>
<p>第10条 変更なし</p>	<p>第10条 当選者は、社員総会で選挙結果の公示をもって代議員に選任されるものとする。</p>
<p>第11条 会員は、当法人の定款とおり、最大で51名の代議員を選出し、その代議員をもって当法人の社員とするが、その定数に関しては、事業年度により、各種委員会の業務執行量等を勘案して、理事会にて、定めるものとする。（変更）</p>	<p>第11条 会員は、当法人の定款とおり、最大で51名の代議員を選出し、その代議員をもって当法人の社員とするが、その定数に関しては、事業年度により、各種委員会の業務執行量等を勘案して、理事会にて、定めるものとする。</p>

<p>第12条 立候補のための推薦人の数については、事業年度により代議員定数及び諸事情等により、定款で定める「原則として5名以上の会員による推薦をもって代議員選挙に立候補することができる。」</p> <p>2. 推薦人は事務局が定める書式の推薦書を書面で提出しなければならない。(追加)</p>	<p>第12条 立候補のための推薦人の数については、事業年度により代議員定数及び諸事情等により、定款で定める「原則として5名以上の会員による推薦をもって代議員選挙に立候補することができる。」との内容は、理事会において変更することができるものとする。</p>
<p>第13条 変更なし</p>	<p>第13条 選挙の方法については、一般社団法人獨協大学同窓会の定款にある設立趣旨に鑑み、この組織運営の健全性・公益性を考慮し、その選挙方法を、社員総会の決議において変更する場合もある。</p>
<p>第14条 削除</p>	<p>第14条 各支部の代表者は前12条にかかわらず、原則として、代議員選挙に立候補できるものとする。</p>
<p>第15条 変更なし</p>	<p>第15条 本規程の改廃については、理事会において決定する。</p>
<p>第16条 代議員選挙に関して会員が不正をしたと認定された場合は、会員に対して5年間、代議員に立候補することはできない。また推薦人になることも、選挙で投票することもできない。(追加)</p>	
<p>第17条 選挙が行われる場合は選挙管理委員会を設置し、会長が理事会の承認を得た上で会員の中から選挙管理委員（3名以上）を委嘱する。選挙管理委員は代議員には立候補できないものとし、代議員候補者の推薦人にもなれない。(追加)</p> <p>2. 選挙管理委員会は代議員選挙が公平に行われるように注視する。(追加)</p>	

2018年 月 日

2018年 代議員立候補届出書

| 5

氏名	フリガナ	卒年	学科
	① 旧姓()	(西暦) 年	学科
生年月日	S H 年 月 日 () 歳 (男 ・ 女)		
連絡先	住所 〒		
	携帯	TEL	
E-mail:	@		
ゼミ	クラブ		
勤務先	役職		
代議員としてやってみたい業務			

(注)

- ①推薦人は候補者1人につき5人必要です。
- ②立候補者は獨協大学同窓会会員に限ります。また、総会開催日に75歳を越える人は立候補できません。(10月1日時点)
- ③書面は直筆で捺印をお願いします。
- ④手続き上、確認のためにご連絡させていただくことがあります。
- ⑤立候補者は「代議員立候補届出書」と「代議員推薦書」5枚、計6枚をセットにして原本を事務局に郵送してください。
すべてそろわなければ立候補することはできません。
- ⑦上記⑥の書類の締切日は6月30日必着です。
- ⑧ご記入いただいた情報は、獨協大学同窓会代議員募集の運営にのみ使用し、目的外の使用はいたしません。

※事務局使用欄

受付	会員	

2018年 月 日

2018年 代議員推薦書

| 6

【代議員立候補者名】

私は、 _____ を2018年11月～2020年11月までの
獨協大学同窓会代議員に推薦します。

推薦人	フリガナ	卒年	学科
	⑩ 旧姓()	(西暦) 年	学科
連絡先	住所 〒		
	携帯	TEL	
	E-mail:	@	

(注)

- ①推薦人は獨協大学同窓会会員に限ります。
- ②推薦人は代議員立候補者を1人しか推薦できません。
- ③書面は直筆で捺印もお願いします。
- ④推薦書は原本をお送り下さい。
- ⑤手続き上、確認のためにご連絡させていただくことがあります。
- ⑥ご記入いただいた情報は、獨協大学同窓会代議員募集の運営にのみ使用し、目的外の使用はいたしません。

※事務局使用欄

受付	会員	

代議員議案要請事項（定款一部変更と追加の件）について

■議案：定款一部変更と追加の件

- I 定款 第 4 章 社員総会（召集等）第 14 条（8）項追加の件（※決議・承認済み：反映待ち）
- II 定款 第 4 章 社員総会（権限）第 15 条（4）項追加事項の件
- III 定款 第 4 章 社員総会（権限）第 15 条（13）項 変更並びに（14）項追加の件
- IV 定款第 10 章 計算（事業計画及び収支予算）第 41 条変更の件

7

I 定款 第4章 社員総会（召集等）第14条（8）項追加の件

① 改正主旨

『同窓会員の同窓会への関心を促し、同窓会組織を肌で感じてもらうために、また、一部の会員から総会への傍聴を希望したいという要望にこたえるため以下の事項を追加することによって当法人会員の社員総会への傍聴（発言権、決議権は持たない）見学許可の協議をお願い致します。』

②改正事項（追加事項）

新旧対照表

新	備考
<p>①改訂原案(見直し版) (追加)</p> <p><u>(8) 項</u></p> <p>① <u>当法人会員は社員総会並びに臨時社員総会へ</u> <u>の傍聴をすることができる。</u></p> <p><u>但しその場合当法人正社員以外は、発言権、議決権を行使することは出来ない。</u></p> <p>② <u>傍聴に関する詳細は、別項に定める。</u></p>	<p>・社員総会・理事会・各種委員会への傍聴は、2017年理事会で決議、2017年6月臨時社員総会で承認され、規程集反映待ち。</p> <p>・<u>当法人⇒当同窓会or当会に修正のご意見あり。</u></p>

② 改正年月日

2018年〇月〇〇日（定時社員総会と同日）

④参考

項目	対応状況（同窓会HP掲載内容：2017年8月7 th ）
1	<p>【社員総会・理事会・各種委員会への傍聴申込み要領】</p> <p>一般社団法人獨協大学同窓会定款第6条に定める会員が、同第14条、同27条および同第38条それぞれに定める社員総会、理事会、各種委員会に傍聴を希望する場合、以下のことをご理解のうえお申し込みください。</p> <p>1. 会議開催に関する情報は同窓会公式のWebサイトおよび会報に掲載されますので、傍聴を希望する会議名とご自分の連絡先を同窓会事務室に知らせてください。</p> <p>連絡先 kaigi-boocho@dokkyo.com</p> <p>（ただし、シャープ記号をアットマークに換えてください。）</p> <p>TEL 048-941-6865 ・ FAX 048-942-4418</p> <p>2. 傍聴の可否決定は原則先着順によります。ただし、</p> <p>(1) 会議室の規模等によって傍聴が制限される場合</p> <p>(2) 会議の内容・目的（実務作業や外部との折衝・協力事業等）により、委員以外の傍聴が適当でない場合</p> <p>(3) 人権、人事及び同窓会の権益に関する事項等が会議内容に含まれる場合等は、同窓会長もしくは各委員会の委員長の判断によってご希望に添えない場合のあることをあらかじめご承知おきください。</p> <p>3. 傍聴の可否については遅滞なくお知らせします。</p> <p>4. 会場までの交通費は自費となります。</p> <p>5. 当日は保険証や免許証などの身分を示すものをお持ちください。</p> <p>6. 原則として会議における発言権は有しません。ただし、議長もしくは委員長が発言を求めた場合はその限りではありません。</p> <p>7. 審議における議決権は有しません。</p> <p>[注] 申請者が会員資格を有するかどうかは同窓会事務室で確認できます。</p>

Ⅱ 定款 第4章 社員総会（権限）第15条（4）項追加事項の件

① 改正主旨

『役員の報酬等の額及び規定』の項目について、同窓会という性質上公平な立場を維持していく必要がある事を鑑み、同規定の後に下記の追加条文を付け加えることの協議をして頂きたいお願い致します。』

② 改正事項（追加事項）

新旧対照表

新	備考
①改訂原案(見直し版) (追加) (4) 項 <u>役員報酬等の額及び規定当法人の 関連子法人での報酬の額及び規程。</u>	・現在、同窓会および子会社ガバナンスの強化から同窓会会長がデュオ社長（子会社代表）の職務を兼任することをできないことおよび報酬なしを規定している。

③ 改正年月日

2018年〇月〇〇日（定時社員総会と同日）

④ 検討事項

項目	検討事項	対応策
1	関連会社の機動性を阻害しないか？	
2		

Ⅲ 第4章 社員総会（権限）第15条（13）項の変更並びに（14）項追加の件

① 改正主旨

『最高議決機関としての社員総会の権限を明確かつ適正な決議を実行できる様にする為、今回の社員総会にて 15 条（13）項の一部変更並びに（14）項の追加について協議をして頂きたくお願い致します。』

② 改正事項（追加事項）

新旧対照表

新	旧
(権限)第15条 社員総会は、当法人の最高議決機関として、次の事項について決議する。 ①改訂原案(見直し版) (修正・追加) <u>第16条 (13) 全各号に定められるもののほか、社員から提案された事項及び法により社員総会の権限とされる事項及び当法人の組織、運営、管理そのほか当法人に関する一切の事項について提議及び議決を行うことができる。</u>	(権限)第15条 社員総会は、当法人の最高議決機関として、次の事項について決議する。 (13) 全各号に定めるもののほか、法により社員総会の権限とされる事項及びこの定款で定められた事項

③ 改正年月日

2018年〇月〇〇日（定時社員総会と同日）

④検討事項

項目	検討事項・懸念事項	対応策
1	・理事会の権限委譲化の阻害（運営・管理の即時性が保できない）	・従来定款通り
2		

IV 定款第 10 章 計算（事業計画及び収支予算）第 41 条変更の件

① 改正主旨

『最高議決機関としての社員総会の権限を明確かつ適正な決議を実行できる様にする為、社員総会にて 15 条（13）項の一部変更並びに（14）項の追加について協議をして頂きたくお願い致します。』

② 改正事項（追加事項）

新旧対照表

新	旧
<p>①改訂原案 （修正・追加） iv 定款 第 10 章 計算（事業計画及び収支予算） 第41 条 事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会で決議し、<u>社員総会の承認を得る。</u></p>	<p>iv 定款 第 10 章 計算（事業計画及び収支予算） 第41 条 事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が、編成し、理事会で決議する</p>

② 改正年月日

2018年〇月〇〇日（定時社員総会と同日）

④検討事項

項目	検討事項・懸念事項	対応策
1	・理事会の権限委譲化の阻害（運営・管理の即時性が確保できない） ・承認が得られなかった場合の運用の検討と臨時社員総会の開催の負担増	・従来定款通り （但し、収支予算は社員総会の承認を得る必要はないか？）
2		

□□ 支部に関する規程

第1条 一般社団法人獨協大学同窓会（以下「当法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第3条第2項及び第3項についてはこの規程の定めるところによる。

| 11

第2条 支部活動は、定款を順守し、会員相互の親睦を深め、当法人の発展に寄与することを目的とする。

第3条 支部は、原則として単一の都道府県又は隣接する都道府県が結合するブロック単位別（以下「ブロック」という）に設置するものとする。

- 2 支部を設置するときは設置計画書、発起人名簿、代表者名等を会長あてに提出する。支部委員会の諮問を経て理事会へ付議し決議を以って設立するものとする。
- 3 支部の設立・運営にあつては、下記の何れにも偏らない構成とする
 - A 男、女
 - B 入学年度、及び卒業年度
 - C 在学中の学部、学科、ゼミ
 - D 在学中の所属クラブ等
 - E 特定の市区町村、職業等
- 4 海外においては、地方単位・国単位に海外支部を設置することができる。設立にあたっては第2項、第3項の要件に準じ、継続・発展して支部活動が行える確証を要する。

第4条 支部は必要に応じて独自の会則を定めることができるが、当法人定款の趣旨及び支部に関する規程に反する規則を設けることはできない。

- 2 支部においては、代表者1名を選任し、代表者は支部の会員を代表するものとする。
- 3 支部は代表者、当法人との連絡者及びその連絡先を当会事務局へ届けるものとする
- 4 支部は、都道府県名・ブロック名等により、原則として「獨協大学同窓会（都道府県名又はブロック名）支部」と称する。

第5条 当法人は、第3条により設立された支部に対し、年度事業計画策定の上、事前に「支部活動補助金交付申請書」を提出することにより別表Iに定める支部活動補助金の支給及び支援を行う。

- 2 支部活動に関し、本部事務局は次の作業等の支援を行う
 - ① 支部会員名簿の作成
 - ② 支部総会開催の通知等の印刷、郵送等
- 3 支部の名簿については活動を活発にする目的で、当法人名簿記録との照合を行う。その場合には、個人情報保護を最優先させた所定の手続に従って行うものとする。

第6条 各支部は原則として年に1回支部総会等の事業を実施し会員間の親睦を図ると共に支部活動活性化に継続的に努力するものとする。

- 2 当法人は年1回、本部主催による支部代表者会議を開催する。各支部からの出席は原則として1名とする。

第7条 第5条に基づき支部活動補助金の交付を受けた支部は、毎会計年度末に事業報告書、会計報告書を作成し、その信頼性を担保する証拠書類等を添付し会長あてに報告しなければならない。 | 12
報告無き場合は、補助金の交付を中止する。

第8条 支部が保持できる支部活動補助金は、別表Iに定める支部活動補助金額の最大2年分までとする。

- 2 支部が保持している金額が1年分を超過している場合には、2年分の支部活動補助金合計額との差額分のみの支給とする。
- 3 何らかの事由によりその残高が2年分を超過している場合には、2年超に該当する支部活動補助金を指定の期日までに本部へ返金するものとする。
- 4 連続して3年間、総会開催等の活動が認められない支部については、保持している支部活動補助金全額を指定の期日までに本部へ返金するものとする。

第9条 当法人は支部の主催する事業の中で周年事業等、特に有意義と認めた事業に対しては第5条の定めその他、別表IIに定める特別補助金の支給及び支援を行うことができる。

- 2 支部が当該特別補助金を受けようとする場合には予算書及び事業計画書等を作成し提出する。当該予算書及び事業計画書は支部委員会の諮問を経て理事会へ付議し決議を以て当該補助金の額等を決定する。
- 3 前項に基づき補助金を受けた支部は、事業の終了後直ちに事業報告書及び決算報告書を提出する。決算報告書には、その信頼性を担保する証拠書類等を添付し会長あてに報告しなければならない。

第10条 支部は、次の事項の生じたときは、直ちに当会事務局へ届ける。

- ① 支部代表者の交代
- ② 支部事務局及び連絡者の変更
- ③ 届出の預貯金口座の変更
- ④ 支部の合併、解散

第11条 支部総会の本部よりの出席者は、原則として理事又は支部委員会委員とし最大2名までとする。但し周年記念総会等特別な場合は、例外として理事会の承認を以て増員することができる。また、支部総会の出席は国内支部に限る。

- 2 支部総会の本部からの出席者は、所定の様式に基づく「支部総会出席報告書」を支部委員会及び理事会に提出するものとする。

第12条 本規定の改廃及び本規程の定めがない事案が生じた場合については、支部委員会の諮問を経て理事会へ付議し決議を以て決定する。

(別表 I 支部活動補助金その他)

支部に対して次のような補助金を支給する

1 支部活動補助金の年額は、1 都道府県あたり原則 5 万円以内とし、各支部の補助額の計算は以下の通りとする。

最大支給額は 20 万円を越えないものとする。

- ① 都道府県単位の支部及び海外支部 5 万円以内
- ② ブロック単位の支部（5 万円以内×構成する都道府県数）≤20 万円

2 上記の規程に拘わらず正会員数、会員一人当たり金額、可住地面積割合等、客観的・合理的な事由により特段の考慮が必要と認められる支部の支部活動補助金額は次の通りとする。最大支給額は 25 万円を越えないものとする。

- ① 住所判明正会員数が、2,500 名を越える支部に対しては 5 万円を加算し、10 万円以内とする。以降、5,000 名増す毎に 5 万円を加算する。最大支給額は 25 万円を越えないものとする。

(例) 住所判明会員数 24,500 名の場合

5 万円 (別表 I-1-①) + (2,501 名~5,000 名=5 万円⇒10 万円) + (5,001 名~10,000 名=5 万円⇒15 万円) + (10,001 名~15,000 名=5 万円⇒20 万円) + (15,001 名~20,000 名=5 万円⇒25 万円) + (20,001 名~25,000 名=5 万円⇒30 万円) ≤25 万円

※住所判明の正会員数は、毎期初(10 月 1 日)確定の員数を基準とする。

- ② 可住地面積割合最大の北海道支部の支部活動補助金額は 10 万円以内 (別表 I-1-①+5 万円) とする。

3 支部活動補助金の給付を受ける支部において、支部代表を通じて減額の申し入れがあった場合はその額を検討するものとする。

(別表 II 周年行事等に関する特別補助金)

- 1 各支部で周年行事等を開催する場合は原則として 10 周年単位とする。
- 2 周年行事開催に伴う特別補助金を申請する場合には、開催企画書等を作成し事前に申請する。その額、可否については、支部委員会の諮問を経て理事会へ付議し決議することを必要とする。
- 3 その他、特別な事業等を開催のために特別補助金を申請する場合には、開催企画書等を作成し申請。事前に支部委員会の諮問を経て理事会へ付議し決議することを必要とする。
- 4 特別補助金額は、別表 I に定める都道府県単位の支部及びブロック単位の支部と海外支部については規程の 2 年分以内の加算を上限とする。
- 5 特別補助金の使途目的は支部の同窓会活動に則した内容のものに限る。
- 6 既に開催済みの周年行事等に関しては上記の適用は受けないとともに遡及し請求することはできない。
- 7 激甚災害法に基づいて政令で指定された災害により、被災した在住同窓生の早期復旧を支援すること等が必要と認められる場合は、支援する具体的内容等を理事会にて検討の上、当該の支部活動補助金に加えて、同窓会本部が中心となり、当該支部及び近隣支部共同の元に支援活動を行うことができる。その額は別表 I に定める支部活動補助金額の 5 倍以内とし、かつその期間は 3 年を超えないこととする。

(別表 III 支部設立のための補助金)

支部設立準備に関する、会議費・関係者の交通費等に関わる補助金は2年間を目途に支給する。
但し、既存支部の統廃合等による新支部設立に関しては対象としない。

- ① 国内支部 10万円以内
- ② 海外支部 5万円以内（日本円）

附 則

- 1 本規程は平成24年10月9日から施行する。
- 2 本規程は平成27年6月19日から施行する。
- 3 本規程は平成27年8月7日から施行する。
- 4 本規程は平成28年5月31日から施行する。
- 5 本規程は2018年（平成30年）10月1日から施行する。

2018年10月1日、制度改定に伴う移行措置

- ① 新基準の補助金額で計算した結果、各年度末に繰越保有残高が新基準を超え2年超の補助金を保有している場合にあつては第8条及び2項3項の規程に拘わらず超過金額を本部へ返金することを求めない。
- ② その残高が新基準の2年分の残高以内に相当するまでは新たな支部活動補助金の支給は行わない。

2018年3月28日

〇〇〇支部代表

〇〇 〇〇様

一般社団法人 獨協大学同窓会
会長 須藤 明弘

| 15

「支部に関する規程」改定のご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より同窓会活動にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

掲題の件で連絡をいたします。

平成29年11月4日開催の支部代表者会議において「これからの50年に向け支部組織の本来あるべき姿の推進」及び同窓会原資に関する現状と予測についてご説明させていただきました。

それを基本に、定款の主旨及び「支部に関する規程第10条」に則り、3月4日開催の支部委員会にて成案化。3月16日開催された理事会において「支部に関する規程」を改定することが可決承認されました。また、3月24日に開催した臨時社員総会において報告のうえ、本年(2018年)10月1日から施行することが決定いたしましたので、ご通知いたします。

改定した「支部に関する規程」を同封しておりますのでご高覧いただきご理解をお願いいたします。

それにより、貴支部の来期からの支部活動補助金の基本額は〇〇万円(年額)となりますのでご承知下さい。

今回の改定により多くの支部におかれましては、支部活動補助金の額が減額となります。支部の運営に携わりご努力いただいている幹部の皆様方にとりましては、厳しい運営を強いることになりますが活動の見直し等も含め一層の自助努力をお願いいたします。

規程改定にあたって留意した主な点は次の通りです。

- ① 同窓会の現下、将来予測される財務状況に鑑み総額の圧縮をはかりました。
- ② 補助金額を決する過程では、住所判明正会員数等を軸に検討しました。
- ③ 支部補助金額の格差(偏差)を緩和すると共に、将来、集合・離脱等も想定される支部の括りの変化を思量し基本額を一都道府県5万円以内としました。
- ④ 補助金に関わる重要な事柄(補助金の支給方法、保持できる補助金額等)は明文化しました。
- ⑤ 激甚災害時の対応についての条項を新設しました。

支部活動補助金の金額、条件等に関しては別表I・IIに規定してあります。

また、当規程の施行は、来期初日(2018年10月1日)となっています。

制度改定に伴う移行措置は、「附則」の後段に記載しておりますのでご留意下さい。

ご不明な点等は同窓会事務局へお尋ねいただきますようご案内いたします。

未筆乍ら、

先の支部代表者会議でお伝えした「非会員宛に支部総会案内状の送付を廃止する旨の通知」は、3月〇日に出状しております。当該文を同封しておりますので、貴支部内非会員のフォローをよろしくお願いいたします。

以上

2018年3月吉日

獨協大学卒業生のみなさまへ

一般社団法人獨協大学同窓会

会長 須藤明弘

| 16

獨協大学同窓会支部総会等に係わるご案内状送付中止の件

拝啓

春分の季節、貴台におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より同窓会活動にご理解ご関心をいただき誠に有難うございます。

さて、この度は支部総会等の「ご案内」に関してのお願いがあり、ご通知申し上げます。

獨協大学同窓会は、今春には創立50周年を迎え、今では卒業生は累計で約92,000人、在学学生は約8,600人規模の大学となり毎年2,000人余が卒業し、多くが同窓会の新会員として加入してまいります。

一方、同窓会の財政状況を見ますと、同窓会を運営する原資の大部分は卒業時に納入いただく同窓会費のみと言っても過言ではありません。従って、収入は学生が増加しない限り増えませんが、支出は同窓生の増加により年々遡増となります。

このため近年の単年度決算におきましては、経費削減努力・施策にもかかわらず実質赤字となっています。加えて、郵便料金・宅配料金などの値上げもあり何かと厳しい状況にあります。

よって、誠に勝手ながら同窓会未加入の方については、今後、支部総会案内状等は送付しないことにご了承いただきたくお願いを申し上げます。

なお、各地の支部総会等にご出席いただきますことを拒むものではございません。

今後につきましては、各地の支部総会開催情報は獨協大学同窓会公式HP等をご覧頂き、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

別紙にて、会員加入手続きなどのご案内をいたしますので、ご高覧いただければ幸いです。

また、当ご案内は2017年09月30日現在のデータに基づき送付しております。

行き違いで、既に加入手続きを頂いている会員様にお届けした場合はご容赦いただきたくお願い申し上げます。

敬具

□ 一般社団法人獨協大学同窓会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 獨協大学同窓会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、獨協大学同窓生の親睦及び母校獨協大学の後援を目的とする。

(事務所及び支部)

第3条 当法人の主たる事務所を、埼玉県草加市学園町1番1号、学校法人獨協学園獨協大学内に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、必要に応じて従たる事務所である支部を置くことができる。

3 支部に関する規定は、理事会の決議を経て、別に定める。

(事業)

第4条 当法人は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員名簿の作成維持及び管理に関する事業

(2) 会報の発行、その他の出版物の発行に関する事業

(3) 会員の親睦及び福祉に関する事業

(4) 母校獨協大学を後援するための事業

(5) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 公告の方法は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 当法人の正会員となる資格を有する者は、獨協大学を卒業又は大学院、専攻科を修了した者とする。

2 前項の要件に欠ける場合であっても、社員総会の承認を得た者は正会員とする。

この場合において承認の対象となり得る者は、本学に在籍したことの在る者とする。

3 獨協大学の教職員及び教職員OBを会友とすることができる。

4 獨協大学の学部に所属する学生は準会員とする。

(入会)

第7条 当法人の正会員になろうとする者は、別に定める会費を完納するものとし、当該会費の完納をもって入会の申込みがあったものとみなし、正会員となる。

(会費)

第8条 正会員になろうとする者は、社員総会で別に定める会費を完納しなければならない。

2 一定の期間を経過した正会員に対しては、特別会費を徴収することができる。

3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(住所移転等の届出)

第9条 会員は、氏名、住所、職業等を変更したときは、速やかにその旨を届けるものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 当法人の会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき

(3) 除名されたとき

(4) 成年被後見人又は被保佐人となったとき

(退会)

第11条 会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一つに該当するときは、社員総会の決議によって除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 代議員及び社員

(代議員及び社員)

第13条 正会員は、最大で51名(定数は理事会で定める。)¹の代議員を選出し、その代議員をもって、当法人の社員とする。

- 2 正会員による代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において定め、社員総会の決議を要する。
- 3 代議員は、正会員の中から選出されることを要し、正会員は、原則として²5名以上の正会員による推薦をもって前項の代議員選挙に立候補することができる。選挙細則については前項に従うものとする。又、75歳を超えた正会員は代議員に立候補することはできないこととする。なお、1名の正会員が推薦できる代議員は1名とする。
- 4 代議員が正会員の資格を喪失した場合は、代議員の職を失うものとする。
- 5 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。但し、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、社員たる地位を失わない(なお、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。)
- 6 代議員が欠けたとき又は、代議員の員数を欠くこととなるときは、補欠の代議員を選任することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了までとする。
- 7 補欠の代議員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の代議員)につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法」という。)に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (4) 法第51条第4項及び法第52条第5項の権利(議決権行使記録の閲覧等)
 - (5) 法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (6) 法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

第4章 社員総会

(招集等)

第14条 社員総会は、第13条の代議員をもって組織する。

- 2 前項の社員総会をもって、法上の社員総会とする。
- 3 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に臨時開催する。
- 4 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
- 5 ~~総社員の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。~~
- 5 ~~総社員の6分の1³以上の議決権を有する社員から社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求~~

¹ 「定数は理事会で定める。」としても、理事会で定数を変更すれば、13条で定める「51名」を変更しなければならないため、結局は「定款改正」が必要となるゆえ、削除する。

² 「原則として」の係り結び「ただし」がないため削除する。

³ 獨協大学学則では「6分の1」となっている。

があったときは、会長は60日以内に社員総会を招集しなければならない。⁴

6 社員総会の議長は、会長がこの任に当たる。但し、会長に事故若しくは支障があるときは副会長がこれに代わる。

社員総会に議長団を置き、議長団は開会及び閉会を行い、会議の運営を主宰し、その秩序を維持する。^{5 6}

(1) 議長団は、議長及び副議長をもって構成する。

(2) 議長及び副議長の選出は、社員（代議員）の互選とする。

(3) 議長及び副議長の任期は当該社員総会限りとする。

(4) 理事は、議長及び副議長になることができない。

7 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、開催日の1週間前までに、その会議の日時、場所、及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によって通知しなければならない。

(権限)

第15条 社員総会は、当法人の最高議決機関として、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 役員報酬等の額及び規定
- (5) 法第113条に規定する役員責任の一部免除
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 計算書類の承認
- (10) 事業の全部譲渡
- (11) 法人の継続
- (12) 合併契約の承認
- (13) 前各号に定めるもののほか、法により社員総会の権限とされる事項及びこの定款で定めた事項

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数及び決議の方法)

第17条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 役員責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項

⁴ 総会の招集請求権の担保：15条で「社員総会は、当法人の最高議決機関」として定めていることから、社員（代議員）が理事会（および子法人）を最終的にチェックする権能を有すべきである。そしてこのチェック機能を担保するには、社員（代議員）が総会の招集請求権を有する必要がある。

⁵ 社員総会＝最高議決機関の公正性の担保：理事会は議案の提案権ならびに業務執行権を有して、業務執行等に関し、社員総会において代議員からチェックを受けなければならない。したがって、「最高議決機関」としての社員総会が健全かつ公正に運営されるためには、質疑を受けその答弁を行う立場にある会長（代表理事）が社員総会の議長として自ら議事・運営を取り仕切るべきではない。ちなみに、獨協大学全学教授会の運営規程においても、いわゆる「執行部」を構成する役職者は議長・副議長になれない、と規定している。

⁶ 「社員総会会議規則」をつくる必要があるので、そこで規定する。

(書面表決等)

- 第18条** やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前条の規定については、その社員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は社員が社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第19条** 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

(正会員への通知)

- 第20条** 社員総会の議事の事項及び決議した事項は、会報又は電磁的方法をもってすべての正会員に通知する。

第5章 役員

(役員)

- 第21条** 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事5名以上15名以内
- (2) 監事2名以上5名以内
- 2 理事のうち代表理事1名を会長とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち業務執行理事を2名以上5名以内置く。

(役員を選出)

- 第22条** 理事は社員の中から、監事は正会員の中から、社員総会の決議によって各々選任する。
- 2 代表理事(会長)、業務執行理事(副会長(若干名)、専務理事)は、理事会において選定する。副会長の人数、専務理事の選任の要件、その他、代表理事、業務執行理事の選定の方法の詳細は、理事会によってこれを定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名と配偶者3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(会長の職務)

- 第23条** 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の代表理事として、その業務を執行する。

(業務執行理事の職務)

- 第24条** 副会長は、代表理事(会長)を補佐し業務を執行する。
- 2 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、事務局内において、当法人の業務を分担する。

(役員任期)

- 第25条** 監事を除く役員任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げないものとする。但し、会長は継続して4期以上その任務に当たることはできない。
- 2 理事及び監事が欠けた場合又は定款で定めた役員員数を欠くこととなるときは、社員総会において補充の役員を選任することができる。
- 3 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員損害賠償責任の免除)

- 第26条** 当法人は、法第111条第1項に規定する損害賠償について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員職務執行の状況、その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第27条** 当法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事の職務)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(招集)

第29条 理事会は、会長が原則として、毎月招集する。会長が欠けたときは、副会長がこれを招集し、新たに会長を選任する。

第29条 理事会は、会長が原則として、毎月招集する。ただし、4分の1以上の理事から理事会開催の請求があった場合は遅滞なく招集するものとする。⁷ なお、会長が欠けたときは、副会長がこれを招集し、新たに会長を選任する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第30条 理事会に議長団を置き、議長団は開会及び閉会を行い、会議の運営を主宰し、その秩序を維持する。議長団の選出規程は別に定める。⁸

(職務⁹)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業計画の承認
- (2) 当法人の業務執行の決定
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除の決議
- (6) 社員総会の日時及び場所、並びに議事に付すべき事項の決定
- (7) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(定足数及び決議の方法)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第7章 監事

(監事の職務)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。

- 2 監事は、業務監査権を有し、いつでも理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときには、当法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事の任期)

第35条 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

(理事会への報告義務)

第36条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

⁷ 理事会の招集請求権の担保を規定。

⁸ 理事会運営の公正性の担保を規定。

⁹ 31条1項で「次の職務を行う」とあるので、「(権限)」から「(職務)」に改正。ここを「権限」としては、15条で「最高議決機関=社員総会」と定める意味がなくなる。

(理事会への出席義務)

第37条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない

第8章 委員会

(委員会)

第38条 当法人の業務を円滑かつ有効に遂行するために、理事会の議決を経て、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 各委員会の委員長は、原則として、理事の中から会長がこれを委嘱する。
- 3 委員会におかれる委員は、若干名とし、会長が正会員の中から委嘱する。
- 4 委員会の運営にあたり必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 事務局

(事務局及び職員)

第39条 当法人の事務を処理するために事務局を設け、職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

第10章 計算

(事業年度)

第40条 事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が、編成し、理事会で決議する。

(事業報告及び収支決算)

第42条 事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後2か月以内に、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

(書類及び帳簿の備え付け等)

第43条 当法人の事務局には、各事業年度に係る書類及び帳簿を備えるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業報告書
- (3) 事業報告書の附属明細書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (7) 社員名簿
- (8) 役員名簿
- (9) 会員名簿

(資産の管理)

第44条 資産は、理事会の決議によって定める方法により、専務理事就任時は専務理事が、また不就任時は財務担当理事が、会長の委任を受けて管理する。

- 2 現金は、理事会の決議を経て、信頼性の高い銀行預金や有価証券等による確実かつ有効な方法により保管しなければならない。

(経費の支弁)

第45条 事業遂行に要する費用は、会費、資産から生ずる収入及び事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

(剰余金の不配当)

第46条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第11章 解散及び清算

(解散の事由)

第47条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 裁判所の解散命令

（残余財産の帰属）

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、獨協大学あるいは公益社団法人・公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 | 23

第12章 個人情報の保護

（個人情報の保護）

第49条 当法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

理事会会議規則（案）

（目的）

第1条 一般社団法人獨協大学同窓会定款（以下「定款」という。）第6章に規定する理事会の会議を適正、かつ、円滑に運営するためにこの規則を定める。 | 24

2 会議の運営は、定款に定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

（招集・招集請求）

第2条 理事会の招集は、定款第29条の定めにより、代表理事（会長）が行う。

2 3分の1以上の理事会構成員から議題を示して理事会招集の請求があったときは、会長は遅滞なく理事会を招集するものとする。

（招集の通知）

第3条 理事会を招集するときは、全理事会構成員に対して会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を電子メールもしくは書面により通知しなければならない。

2 前項の通知は、原則として会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

3 付議事項に関し、理事会の承認があるときは、予告された付議事項を変更し、又は、予告事項以外の事項につき審議することができる。

（会議の成立）

第4条 理事会は、構成員の2分の1を超える出席をもって成立する。

（議長）

第5条 理事会に議長団を置き、議長団は開会及び閉会を行い、会議の運営を主宰し、その秩序を維持する。

2 議長団は、議長及び副議長名をもって構成する。

3 議長及び副議長の選出は、理事会構成員の互選を原則とする。ただし、理事会の指名する非理事代議員をもって当てることができる。

4 議長及び副議長の任期は6ヶ月とする。ただし、継続して3期その任につくことはできない。

5 議長及び副議長には、代表理事および業務執行理事はなることができない。¹⁰

（議事）

第6条 会議の議事は、議案と報告とする。

2 議案は、原則として会長または理事が提案する。ただし、非理事代議員の7分の1以上が理事会開催の10日前までに書面ないしは電子メールにより事務局ないしは総務担当理事に議案を提出した場合、理事会は議題として審議するものとする。

3 議長は、理事又は理事会が指名する非理事代議員もしくは担当職員に議案を説明させることができる。

4 報告は、当該報告事項を所管する理事または理事会が指名する非理事代議員もしくは担当職員が行う。

¹⁰ 公正・中立性の担保のため。

(動議)

第7条 理事会における動議は、(1)議長あるいは議長団の不信任、(2)議事運営、(3)議案提出者の不信任、(4)議案の撤回・修正に関して提出することができる。

2 動議は、動議提出者を含めて2名以上の賛成をもって採択するものとする。

(表決)

第8条 表決は、投票若しくは挙手の方法により、棄権、保留及び無効の投票を除く投票総数の過半数をもってこれを決する。ただし、特に定めのあるときはこの限りでない。

2 可否同数のときは、審議未了とする。

(陪席等)

第9条 会議は公開しない。

2 理事会は、必要と認めた場合は関係者を陪席させ、発言を求めることができる。

(議事録)

第10条 議長団は、理事会が指名する非理事代議員が作成した議事録最終版を校閲し、これに署名する。

2 議事録は、原則として次回理事会において承認を得て、代議員に公開する。

3 議事録は、事務局が保管する。

(議決事項の公示等)

第11条 議決した事項は、原則として適宜の方法により公示あるいは告知する。ただし、理事会と監事が不適切と判断した場合はこの限りではない。

(運用)

第12条 この規程の運用につき疑義が生じたときは、理事会において、その解釈を定める。

(改正)

第13条 この規程の改正は、理事会構成員の過半数の賛成を得なければならない。

附 則 (平成6年規則第1号)

1 この規則は、2018年 月 日から施行する。